１．平成２２年度水道関係予算について

（１）予算について

＜公共予算（水道施設整備費）＞

平成 22 年度予算（案）における水道施設整備費は、事業仕分けの評価結果も踏まえ、他府省計上分を含めて 737 億円（対前年度比 76.9%）を計上している。内訳は、簡易水道施設費に 212 億円、上水道施設費に 524 億円となっている。

簡易水道施設整備については、引き続き簡易水道事業統合計画に基づき統合を推進するために必要な事業費に、上水道施設整備については、管路等の水道施設の耐震化率が低い現状等を踏まえ、地震等の災害対策を推進するために必要な事業費に重点的に予算計上したところである。

補助制度の拡充については、水道事業の統合促進を図るための新たな補助メニューの創設、老朽管の耐震化の促進等に資する補助メニューについて補助採択基準の緩和を図るとともに補助率の見直しも行った。その一方で、平成 22 年度からの新規の水道水源開発施設整備費についての補助率の引き下げを行ったほか、「一般広域化施設整備費」及び「高度浄水施設等整備費」の一部の補助メニューについて、平成 22 年度からの新規採択を行わないこととしたところである。

これらの概要は次のとおりであるので、国庫補助の積極的な活用が図られるようお願いする。また、都道府県におかれては、各水道事業者への周知をあわせてお願いする。

○平成 22 年度予算（案）の概要

（単位：百万円）

区　分	平成21年度 予算額	平成22年度 予算額(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
水道施設整備費	95,805	73,660	△ 22,145	76.9
(簡易水道)	(28,349)	(21,188)	(△ 7,160)	(74.7)
(上水道)	(67,418)	(52,435)	(△ 14,984)	(77.8)
(調査費)	(38)	(37)	(△ 1)	(96.9)

※ 厚生労働省、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、内閣府（沖縄）計上分の総計

【水道水源開発等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

ア．資本単価設定の見直し

水道事業 70 円/㎥以上、水道用水供給事業 50 円/㎥以上の資本単価を補助採択基準としている補助事業について、平成 22 年度新規採択事業から、その資本単価の設定を水道事業 90 円/㎥以上、水道用水供給事業 70 円/㎥以上へと改める。

イ．補助率の見直し

①「老朽管更新事業」の補助率の見直し

現在資本単価によって１／４あるいは１／３としている補助率を、平成22年度新規採択事業から、それぞれ１／３、１／２へと改める(今回新たに補助対象施設に追加した「ダクタイル鋳鉄管」を除く。)。

②「水道水源開発施設整備費」の補助率の見直し

平成22年度新規採択事業から、現在資本単価によって１／２としている事業の補助率を１／３へと改める。

ウ．「老朽管更新事業」の補助対象施設にダクタイル鋳鉄管を追加

「基幹管路に布設されている布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管」を老朽管更新事業の補助対象に加える。

エ．水道広域化促進事業費の創設

統合の受け皿となる水道用水供給事業者や水道事業者の水道施設の整備に対しても財政支援を行うことにより、小規模水道事業の統合(広域化)を促す。

【簡易水道等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

ア．簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業の補助採択基準の緩和

平成19年度以降に市町村合併を行った市町村、平成21年度において市町村合併の協議中であった市町村、平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村といった一定の要件を満たす市町村については、平成21年度末までとなっている「簡易水道事業統合計画」の策定期限を平成23年度まで延長する。

イ．生活基盤近代化事業の補助採択基準の緩和及び補助対象施設の追加

①「増補改良」の補助採択基準の緩和

原水水質の変化により、水質基準を超過する恐れが生じた場合に実施する改良事業も補助対象に追加する。

②「増補改良」の補助対象施設の追加

地震対策として「基幹的な水道構造物の耐震化」のための補強事業を追加するとともに、新たに設置する「緊急遮断弁」及び「非常用電源設備」を補助対象に追加する。

【補助メニューの廃止】

水道水源開発施設整備費補助の次の事業については、平成22年度から新規採択を行わない。

①「一般広域化施設整備費」

②「高度浄水施設等整備費」
水道事業90円／m³未満、水道用水供給事業70円／m³未満の資本単価の事業者が行う事業(クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染対策を除く。)

＜非公共予算＞
鉛は蓄積性のある有害物質であり、今なお多く残存している鉛管の布設替えを促進する必要がある。健康影響軽減の観点から、公道下部分の鉛製給水管の布設替えの重点化・効率化のための手引きを作成するための経費として、水道ビジョン推進費の中で7百万円計上したところである。このほか、水質管理等強化対策費や水道水源水質対策費などの事業についても所要額を確保したところであり、引き続き、水道施策を推進していくこととしている。

（2）水道施設整備費の執行について
公共事業予算については引き続き厳しい状況が続いているが、今後、大きな更新を迎え、また、施設の耐震化の一層の推進が必要となっている中で、国庫補助も活用した計画的、積極的な施設の整備を進めていく必要がある。
このような状況を踏まえ、平成22年度においても国庫補助を活用した事業の推進について、事業の前倒し施工等、積極的な検討・対応をお願いしたい。
なお、平成22年度における追加要望の調査については、資料２－２のとおり随時行う予定であるので承知願いたい。
また、補助事業の検討に当たっては、既存の補助メニューとともに平成22年度からの補助拡充等についても内容を熟知のうえ積極的活用を図られたい。

（3）指導監督事務費について
指導監督事務費については、昨年度からの会計検査院による会計検査のほか、各道府県における自主検査により不適正な処理事例が数多く発覚している。目的外支出であることが確認されたものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に基づく取消処分の手続きを行っているところである。
指導監督事務費は、水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図ることを目的とし、水道施設整備事業に伴う都道府県の指導監督事務の実施に係る経費を対象としているものであり、目的外の支出が行われぬよう適正な事務処理をお願いする。

（4）国庫補助事業の早期契約締結について
公共事業施行状況調査については、毎月、報告をお願いしているところであるが公共事業は早期の契約締結が求められることから、平成22年度における補助事業の早期実施、特に９月までの上半期での契約締結を行うよう、補助事業者に対する周知について、特段のご配慮をお願いする。